

【意見交換】

<議題1>

鳥取県中部地震からの復興と災害に強い地域づくりについて

(ページ)

資料1-1	復興に向けた取組と災害に強い地域づくりについて	1
資料1-2	地震等災害時における学校給食の支援体制について（湯梨浜町）	6
資料1-3	地震等の災害復旧費用に対する財政支援（琴浦町）	7
資料1-4	災害時における県と市町との連携について（北栄町）	8

1 鳥取県中部地震からの復旧状況と今後の取組方針

- 発災直後から鳥取県災害対策本部を設置し、応急・復旧対応を迅速に実施するとともに、11月21日に鳥取県中部地震復興本部を設置し、各種復興支援の取組を実施してきた。
- 1月13日には官民連携による復興を推進するため鳥取県中部地震復興会議を開催し、住宅修繕や観光・商工・農林水産業、地域活動など、各分野での取組を加速化させていく。

○公共土木施設

- ・公共土木施設の応急復旧について、発災から12日後に完了
- ・土砂災害危険箇所の緊急点検を10月22日～28日に実施済
- ・公共土木施設の災害査定について、本震分は12月12日～27日に実施済
- ・復旧工事を順次発注（12月末までに、県工事の約34%を発注済）

<今後の取組予定>

- ・余震等において被害が確認されたものについて、1月30日及び31日に追加して下水道災害査定を実施予定
- ・災害復旧工事については2月末までに概ね発注完了予定。可能な限り、平成29年内の工事完了を目指す。

○農林水産業

- ・共同利用施設、林道・農地被害等の災害査定を12月28日までに終了
- ・風評被害払拭に向け、「合格まちがい梨」、「割れなかった幸運のワイン」など県産品のプロモーション販売

<今後の取組予定>

- ・被災施設等の早期復旧
- ・産地力強化による園芸・梨産地復興
- ・大山乳業の独自認証制度による「白バラ牛乳」ブランドの発信
- ・「琴浦サーモン」（仮称）のブランド化推進

○住宅支援

- ・「被災者住宅再建支援制度」（鳥取県被災者住宅再建支援基金を活用）を拡充し、被災規模の小さい一部損壊住宅も含めて支援
- ・中部の建設・建築関係団体による「中部地震住宅修繕支援センター」が設置（12月9日）され、迅速な住宅修繕を支援

<今後の取組予定>

- ・修繕の加速化を図るため、1軒毎の対応（業者斡旋）に加え、一定エリア毎（自治会単位等）の対応を実施（当面はモデル的に実施し、課題等を検証）
- ・中部地震の被害状況を踏まえ、住宅等の耐震化を促進するための支援制度の拡充を検討中（部分耐震化を促進するための耐震シェルター設置への支援制度の創設、屋根瓦や天井・ガラス等非構造部材の落下防止対策の強化等）

○教育施設

- ・公立学校施設
県立学校、公立小中学校の改修工事は一部を除いて年度内完了予定
- ・倉吉市立学校給食センター
平成29年3月上旬から設備の動作確認等を行い、4月から給食調理再開予定
※給食センターが復旧するまでの給食の提供にあたっては、県も倉吉市を支援

<今後の取組予定>

- ・学校の機能強化等のため、避難所となっている県立学校体育館トイレの洋式化・多目的化に係る整備、県立学校の避難所へのWi-Fi環境の導入等を検討
- ・学校防災マニュアルや防災体制の検証、見直しを行う。

○商工業

- ・商工団体、金融機関との連携のもと「震災対策企業支援ネットワーク」を立ち上げ（11月1日）、事業者の災害からの早期復旧、復旧後の経営安定に向けた伴走支援を実施
（構成員：商工団体・金融機関・保証協会・産業支援機関・経産局・労働局・県）

<今後の取組予定>

- ・5年間無利息・無保証料の災害緊急対策資金（中部地震対応枠）を発災直後に設け（10月24日）、事業者が当面必要となる資金調達の円滑化を図り、早期復旧に向けた取組を支援
（1月13日現在 保証承諾 219件 約57億円）（うち中部地区139件 約33億円）
- ・県版経営革新補助金に設備復旧のための「復旧・復興型」（限度額200万円）を設け、被災事業者の早急復旧を後押しするとともに、従来の「スタート型」「生産性向上型」（限度額500～1,000万円）を活用し、復旧復興を契機とした新事業展開も支援
（1月13日現在 123件 約1.6億円/予算額3億円）（うち中部地区104件 約1.4億円）

○観光業

- ・宿泊施設の新たなキャンセルはなくなり、1月以降の予約状況は昨年並みに戻ってきている。

<今後の取組予定>

- ・1～3月は「とっとりで待っとなりますキャンペーン」（2億円交付決定）や復興応援バス事業で更なる誘客を行う。
- ・宿泊型バス支援1,164台 日帰り型バス支援819台（1月17日 16時現在）
- ・新年度は「風評被害の払拭」のみならず「観光需要の回復・増加」を目標にキャンペーンを展開していく。

2 住民主体の防災体制の強化について

鳥取県中部地震において、住民相互の支え合いによる安否確認や避難支援が機能し、自治会等で速やかな避難等につながった事例があり、住民主体の防災活動の重要性が改めて認識されていることから、住民主体による防災体制の強化を図る取組を支援していく必要がある。

(1) 地域の自主防災体制づくり

鳥取県中部地震において、自主防災組織等が的確な安否確認、避難行動要支援者の避難支援、ブルーシート張り等を行うなど、共助の重要性が再認識された。

過疎化や高齢化の進展による人材不足から、自主防災組織はあるが活動できないという心配も聞かれるため、自主防災組織の組織率向上に取り組むとともに、自主防災組織相互の連携協力や、消防団、社会福祉協議会といった他の組織と支え合うなど、住民主体の防災体制づくりの支援が必要である。

<県による自主防災組織に対する主な支援>

- ・自主防災組織を強化する取組に対し、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援（事業費の1/2）。
- ・防災研修等を開催する自主防災組織に対し、鳥取県自主防災活動アドバイザーを派遣。
- ・地域（自主防災組織を含む）による、防災と福祉を組み合わせた取組を支援（日野ボランティア・ネットワークから専門家を派遣）。

(2) 地域防災リーダー（防災士）の養成

鳥取県中部地震において、防災士の資格を有した地域防災リーダーが、地域の集会所などに自主的に避難者を受け入れるなど、防災士資格の有用性が確認されたことから、地域防災リーダーを育成するため、「防災士養成研修」を実施する。

(3) 支え愛マップ

鳥取県中部地震を踏まえて、共助による住民相互の避難支援の重要性が改めて認識されているところであり、平常時からの住民主体での防災体制や障がい者や要介護高齢者など要支援者の避難支援体制の構築が効果的であることから、支え愛マップの手法を活用した住民主体の災害時の防災体制の強化を図り、災害時の要支援者の適切な支援を確保し、地域の安全を推進する。 ※支え愛マップ作成済地区数 454地区

(4) 防災、避難所機能を備えた「小さな拠点」の形成推進

小さな拠点づくりに向けて検討している複数集落と、移住者や移動販売事業者、見守り事業者など多様な主体が参加した、災害時における一時避難場所や安全な防災・避難拠点として機能する拠点の整備を推進するため、多様な主体が参加して地域で取り組む、共助のしくみづくり計画検討や避難・防災施設の設備・備品・運営体制の整備・充実など、ソフト・ハード両面での総合的な支援を行う。

<支援対象(例)>

- ・小さな拠点を形成する複数の集落において日中不在となる若者などにかわり高齢者などの地域住民が避難誘導等を行うなど共助による防災検討
- ・配食サービスや移動販売が必要な災害弱者を対象に加えた住民が行う防災訓練や炊き出し訓練に要する経費
- ・高齢者や障がいのある方など多様な主体に配慮した避難所として必要な設備や運営体制の整備
- ・避難所機能を有する小さな拠点と周辺集落との情報連絡施設整備
- ・Wi-Fi施設やタブレットなど情報端末、充電器など避難所において災害情報を入手できる環境の整備
- ・小さな拠点の施設内や建物に付随した、防災活動や避難所運営に必要となる備蓄品を保管する倉庫の整備

3 地域防災計画の改定について

鳥取県中部地震で得られた様々な教訓について、急ぎ対応が必要なものについては、本年度内から被災市町の意見もお聞きしながら対応方針を検討し、出水期までに取り急ぎ必要な各種マニュアル等の暫定的な修正と運用を行うとともに、来年度末にかけて県地域防災計画の修正を行う予定である。

(1) 主な検討事項

①県・市町村の連携備蓄

- ・ブルーシート等の備蓄数量や規格の見直し
- ・望ましい保管場所の検討 など

②物資の輸送体制

③避難所の設置・運営

- ・住民による自主運営・良好な避難所環境の確保、要配慮者への情報提供などの配慮
- ・車中避難者への対応（車中避難者情報の把握、物資の配布等）

④非構造部材の耐震対策（吊り天井の落下防止等）

⑤要配慮者対策の充実

- ・地域における安否確認や避難支援を行う体制の充実
- ・福祉避難所の設置促進、住民への周知、スタッフの配置

⑥住家の被害認定体制の充実（職員の育成も含む）

※熊本地震の教訓に加え、中部地震の教訓を踏まえる。

(2) スケジュール(案)

【平成29年度上半期】

- ・被災市町の意見聞き取りと併せて、中部地震の課題検証と対応方針の検討
- ・(出水期まで) マニュアル等の修正と暫定的な運用

【平成29年度下半期】

- ・県地域防災計画修正素案の取りまとめ
- ・(10月) 鳥取県中部地震1年フォーラムの開催
- ・(3月) 鳥取県防災会議の開催、県地域防災計画の改定

4 住民の復興活動への支援について

(1) 震災復興活動支援センター（仮称）の設置

地域住民自らによる震災からの復興に向けた取組に対して総合的に支援を行う「震災復興活動支援センター（仮称）」の設置を検討している。

<主な活動内容>

①地域住民等による震災復興活動への支援

- ・被災者・被災地ニーズと民間団体とのコーディネート
- ・復興活動の資金調達支援(クラウドファンディング・震災復興活動特別支援補助金活用へのアドバイス)

②地域防災力強化への支援

- ・避難所の自主運営ができる住民リーダー養成研修の実施
- ・自主防災体制づくり・支え愛マップ作成に関するアドバイス

震災復興活動支援センター（仮称）	
復興活動支援	地域防災力強化
<ul style="list-style-type: none"> ○震災復興や地域の元気を創出するための住民主体の活動・イベントの支援（企画補助・資金調達等） ○被災地支援に意欲的な民間団体と被災者・被災地とのコーディネート ○復興活動を行う民間団体の資金調達の支援 ○民間団体の被災地支援可能業務・支援実績のリスト化・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営リーダー養成研修の実施 ○自主防災体制づくり・支え愛マップ作成のアドバイス（防災担当部局・社会福祉協議会・自治会との連携）
<ul style="list-style-type: none"> ○被災地ニーズ・課題の掘り起こし ○NPO等による災害時ネットワークの構築 ○被災者支援機関による連携会議の開催（社会福祉協議会、ボランティア団体、自治会等） ○ボランティアに係る相談対応・ボランティア情報の提供（社会福祉協議会との連携） 	

(2) 震災復興活動特別支援事業の創設

地域住民主体の震災復興活動を促進し地域を元気にするとともに、災害に強い地域づくりを推進するため、震災復興活動特別支援事業を創設するよう検討している。

①震災復興のための取組（ソフト事業）

- ・震災復興や地域の元気を創出するための住民主体の活動・イベント
- ・観光関係団体が取り組む風評被害対策

②震災復興のための取組（ハード事業）

- ・鳥取県中部地震により被災した地域コミュニティ施設等の修繕

③地域防災力強化のための取組

区分	補助対象	上限額	補助率
小規模活動型	震災復興や鳥取の元気の発信、地域防災力強化のための取組で、小規模なもの（1回あたり20人以上の参加が見込まれる又は1つ以上の集落を対象とした事業）	10万円	10/10
大規模活動型	震災復興や鳥取の元気の発信、地域防災力強化のための取組で、大規模なもの	100万円	3/4
修繕型	鳥取県中部地震により被災した地域コミュニティ施設等の修繕	20万円	10/10
知事特認	その他、知事が特に必要と認める取組	—	—

5 条例の一部改正等について

今回の鳥取県中部地震の経験を踏まえ、下記条例に防災力の強化や災害時の対応を盛り込むべく検討中である。

「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の一部改正について

①条例に盛り込む考え方

○中山間地域振興の前提として住み慣れた地域で安全に暮らすことができる「災害に強い安全な地域づくり」を推進する。

⇒ 共助の取組が広がる鳥取らしい防災対策を推進し、安全な中山間地域を創る。

②重点的に取り組む施策（案） [条例第7条]

○県、市町村及び県民が相互に連携・協力して重点的に取り組む施策

- ・日頃の防災意識を高め、災害への備えを充実する。
- ・高齢者や障がいのある方など誰もが安心して暮らせるよう、若者や企業など様々な主体が参加する共助のしくみづくりを進める。
- ・消防団など消防防災体制を強化する。
- ・防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点の整備を進める。
- ・災害に強い地域となるための基盤づくりを進める。

その他、「県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（仮称）」の制定及び「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」の見直しについて検討している。

平成 28 年度第 2 回県・市町村行政懇談会における議題案

団体名 (湯 梨 浜 町)

議題案 題名・項目	地震等災害時における学校給食の支援体制について
内容・趣旨	<p>10月21日に発生した鳥取県中部地震により、倉吉市学校給食センターは施設が大きく破損してしまいました。倉吉市は給食調理ができないため、地震直後は、パンと牛乳で給食を行なっていましたが、その後弁当持参に切り替えられ、現在は併せて県中部4町等による給食支援を受けることで給食を実施しています。</p> <p>施設の復旧にはしばらく日数を要するため、本来の学校給食を提供できるのは4月以降とも言われています。</p> <p>県中部4町による給食支援体制については、可能な限り支援を行なうことで何回か協議会を開き対応をしているところです。</p> <p>地震による広域的な学校給食の支援体制というのは初めてのことから、各町給食センターも一つひとつ問題を解決しながら対応を行なっている状況です。</p> <p>近年の気候変動による異常気象や、東日本大震災以降多発している地震等による災害を考えると、今回のようなことは今後も生じる可能性があります。</p> <p>鳥取県全域で地震等災害時における学校給食の支援体制をどうするのか協議して、広域的な災害支援協定を平常時から交わしておく必要があるのではないかと思います。</p>

平成 28 年度第 2 回県・市町村行政懇談会における議題案

団体名 (琴 浦 町)

議題案 題名・項目	地震等の災害復旧費用に対する財政支援
内容・趣旨	<p>本年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震において、多くの県民が被災するとともに、公共施設も大きな被害を受けた。</p> <p>琴浦町においても、総合体育館の付帯施設（吊り天井）の修繕について、補助事業を検討したが、付帯施設耐震指数が確保されていなければ補助対象経費とならないことから、事業を見送った経過がある。</p> <p>また、単独災害復旧事業と補助災害復旧事業では、地方負担に大きな開きがあり、被災による緊急対応時の財政負担が大きく、被災後の復旧事業やその後の財政運営に多額の財政出動が必要な際、単独事業と補助事業の取扱の違いにより、その後の財政運営に大きな支障をきたすことが予想される。</p> <p>地震や気象状況による災害原因が同一要件である場合、補助・単独の区分けのない財政支援をお願いしたい。</p> <p>《参考》 補助及び単独の必要一般財源（事業費 10,000 千円の場合）</p> <p>○補助災害復旧事業の場合 10,000 千円＝補助金 6,666 千円＋補助災害復旧事業債 3,300 千円＋34 千円 * 交付税算入率＝90% * 必要一般財源 330 千円＋34 千円＝364 千円＋α（利息部分）</p> <p>○単独災害復旧事業の場合 10,000 千円＝単独災害復旧事業債 10,000 千円 * 交付税算入率＝58% * 必要一般財源 4,200 千円＋α（利息部分）</p> <p>* 事業費 10,000 千円の災害復旧事業で一般財源 4,000 千円の違いがある。</p>

平成 28 年度第 2 回県・市町村行政懇談会における議題案

団体名 (北 栄 町)

議題案 題名・項目	災害時における県と市町との連携について
内容・趣旨	<p>昨年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震においては、り災証明の発行に係る事務にあたり、被災家屋の認定調査が始まった 1 週間後に鳥取県版調査票が示されたり、り災証明申請受付開始から 2 ヶ月近くになるろうとした時点で、住宅再建支援金の追加・拡充がなされたりと、県の後手後手の対応が被災者を混乱させる結果となりました。</p> <p>これも、支援金制度とり災証明に係る事務が密接な関係があるにも関わらず、市町の実態を把握しないまま事業を決定したことが原因であると思われます。</p> <p>この事例に関わらず、県の各部署と被災市町の関係部署が連携できていたのかどうかなどを含め、次に起こりうるかもしれない災害発生時に生かせるよう、鳥取県中部地震で見えてきた問題や課題の検証を県・市町の共同で行って欲しいと考えます。</p>